

毎週火、金曜日発行(但休日、当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告 示 要保護女子に対する治療費等の免除
土地配分計画の公表
畑作改善トラクター耕作事業受託規程
種畜証明書の交付
土地の公用廃止
- ◇公 告 鳥取県身体障害者更正指導所の所生募集
- ◇正 誤 昭和三十二年十月二十二日付鳥取県告示第
五百二十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第二十八号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により昭和三十三年一月二十日から同年三月三十一日

まで「要保護女子に対する性病特別対策実施要領」による要保護女子に対する性病健康診断費並びに治療費を免除する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二十九号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づいて土地配分計画を作成したので同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区分	地区名	所在地			入植者 町	増反者 町	団 体	備 考
		郡	市	町村大字				

土地	大山(下楨原)	西伯	大山	赤松	二五、二〇〇			
"	"(神田)	"	名和	加茂	六一九、四〇〇			
"	"(名和庄内)	"	"	高田	一、一七三			
"	"(金藏ヶ平)	"	"	古御堂	一、三六四			
"	弓ヶ浜	境港	"	外江渡	一〇五、四二四			
"	大山(下中山)	西伯	中山	下甲	一、六〇〇			
"	大幡外二(県)	"	伯仙	石州府	三、三〇〇			
"	"(大幡)	"	岸本	岸本	三、四〇〇			
"	大山(高田原の うち庄内造成)	"	名和	高田	一、三三〇			
"	米子航空機乗務 員養成所	米子	"	両三柳	三九、一八四			
立木	生山	日野	伯南	佐木谷 生山				一 二六四、三〇〇 松、栗(入植者一六戸 住宅用材八五〇、 薪炭材一八一 四、三二六)

鳥取県告示第三十号

畑作改善トラクター耕作事業受託規程を次のように定める。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

畑作改善トラクター耕作事業受託規程

(総則)

第一条 県は畑作改善の基盤である耕地の深耕と営農の機械化及び土層の改良を目的として、農業者又は農業者の組織する団体の委託を受けて畑作改善トラクター耕作事業(以下「事業」という。)を行う。

(定義)

第二条 この規程において事業とは、次の各号に掲げる作業をいう。

- 一 耕起及び整地作業
- 二 心土破砕耕及び運搬作業
- 三 畦立、石灰撒布、中耕等で前二号以外の作業

(事業実施地域)

第三条 この規程により行う事業の対象地域は、畑作率、集団化の程度及びトラクター導入の適合度等を基準として知事が別に定める。

(事業実施の申請)

第四条 農業者又は農業者の組織する団体が事業の委託をしようとするときは、畑作改善トラクター耕作事業委託申請書(別記第一号様式)を、事業実施地域を管轄する地区農業普及事務所を経由して知事に提出するものとする。

(事業の受託)

第五条 知事は前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容の審査及び事業実施地域の現況調査等を行い、

鳥取県告示第三十一号
次の種畜について家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第
二百九号)第四条第一項の規定により種畜証明書を交付

した。
昭和三十三年一月二十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書 番号	名前	生年月日	産地	父	母	統	級	住所	所有者 氏名
昭三二鳥地 一八	勝竜	三一、七、二二	船岡町	範勝 黒二一二七	ながとく 黒三三六〇四	二	八頭郡用瀬町	福本 正一	
〃	一善	〃	郡家町	〃	きみかめ 〃一六八四三五	〃	〃	若桜町 津村 繁治	
〃	政道	六、一	丹比村	〃	きくの 〃一四七五七〇	〃	〃	田村 新造	
〃	二一 花岸	九、一〇	倉吉市 国分寺	花秀 黒三六四五	よしおか 〃八四九〇五	〃	東伯郡赤碕町	高力 稔二	
〃	二二 花塚	九、五	〃	〃	たけなか 〃六二八二四	〃	東郷町	高塚憲次郎	
〃	二三 入徳	八、二	三朝町	入吉 〃四三三七	きくめ 〃二四三六三	〃	三朝町	野見 邦一	
〃	二四 花山	七、一六	大栄町	花秀 〃三六四五	さつき 〃一七五〇一四	〃	西伯郡中山町	金平 繁信	
〃	二五 初錦	七、一一	東郷町	豊錦 〃四五五九	りえやま 〃一八七八三一	〃	東伯郡東郷町	山根 芳蔵	

〃	二六 花福	〃	大栄町	花秀 〃三六四五	すず 〃二〇八四五八	〃	三朝町	川北 庄一
〃	二七 柴千	〃	淀江町	益広 〃九九	ときじ 〃二一九四四	〃	東伯町	千草久太郎
〃	二八 丸川	〃	丹比村	日下部寿竜 〃一〇六五	しげひさ 本黒一〇〇七六	〃	赤碕町	鳥取県種畜場
〃	二九 徳田	〃	倉吉市 福光	花秀 〃三六四五	あさま 黒六二六八一	〃	〃	〃
〃	三〇 豊光	〃	岸本町	第五栄光 〃二六二八	きよたか 〃一五一三二七	〃	境港市竹内	竹下 虎義
〃	三一 大山	〃	米子市 上福原	第六栄光 〃四三六一	ひろみ 〃二〇七三一一	〃	〃	山本 憲
〃	三二 政春	〃	伯仙町	〃	ことぶき 〃二二二三二四	〃	米子市勝田町	内田 勇一
〃	三三 富士栄	〃	米子市 政原	〃	との 〃一一八九四五	〃	〃	〃
〃	三四 岩畑二	〃	根雨町	哲山 〃四五四九	いわひめ 〃一四九〇四五	〃	日野郡福栄村	山崎 徳義

鳥取県告示第三十二号

次の国有土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 西伯郡岸本町吉長字三日市頭下五八の一先

農道敷 面積 二九坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所所生を次の要領により募集する。

昭和三十三年一月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 当所の目的

肢体不自由者を収容し、医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施して社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶冶を行う。

二 訓練内容

1 機能回復訓練（治療、理学療法、運動療法）

2 一般教養

教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生

3 職能及び職業訓練

一定期間の職能訓練を経て本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次に上げ

る種目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶冶を行う。

A 所内において行うもの

- (1) ラジオ科（ラジオ組立修理）
- (2) 孔版科（謄写印刷、希望により邦文タイプライターも指導する）
- (3) 洋裁科（主として婦人服、子供服）
- (4) 編物科（毛糸編物、機械編）

B 民間業者に委託して行うもの

- (1) 自転車組立修理
- (2) 靴製作修理
- (3) 竹工
- (4) 印章彫刻

C 鳥取職業補導所に委託して行うもの

木工科（ろうあ者、聴力障害者にたいし、特別選考により決定する。）

三 訓練期間

一箇年とする。ただし、所長が必要と認めた場合は期間

を延長することができる。

四 募集人員 三十名

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて次の各号に該当し、更意欲が旺盛で生活行動等が集団生活に適し、自ら進んで訓練を受けて自立をはかろうとするもの、（ただし、木工科を志望するものはろうあ者、聴力障害者にかぎる）

1 義務教育を修了した者、又これと同等の学力があることを認めた者

2 介護を必要としない者

3 現に内部疾患及び伝染性疾患を有していない者

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書（内部疾患その他伝染性疾患を有していないことを証明するものであること）を添附し、次の期間中に市に居住するものは市の福祉事務所へ、町村に居住するものは町村役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。

願書受付期間 二月一日から二月二十五日まで
福祉事務所が入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第二号様式による身上調査書、食費負担能力に関する通知書を三月五日までにこれを当所へ送付のこと。

七 入所選考

第一次選考

書類審査

第二次選考

- 1 身体検査
- 2 職能判定
- 3 知能及び学力テスト
- 4 面接調査

選考期日及び場所

三月十五ごろ鳥取、倉吉、米子の三箇所において実施するが詳細は第一次選考合格者にたいし三月十日ごろ通知する。

入所決定通知及び入所期日
決定通知 三月末日
入所期日 四月十日の予定
八 経費その他

- 1 授業料並びに実習材料費は徴收しない
- 2 実習に要する器具は貸与する。
- 3 入所生は附設の寄宿舎に入舎するものとする。(特に所長の許可を受けたものを除く)ただし舎費は徴收しない。
- 4 身の廻り品、日用品、寝具は自己負担とする。ただし、寝具については事情により貸与することがある。
- 5 入舎中の食費は実費月額約千九百円を徴収する。ただし生活保護法の適用を受けているもの、又これに準ずるものについては免除するものとする。

附記

当所には身体障害者福祉法第十一条にもとずく更生相談所及び補装具製作修理施設としての義肢工場が併設されているので入所中これらの利用について便宜がある。

別記様式
入所願
貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします。

一 身体障害者手帳	県第 号(昭和 年 月 日交付)		
二 身体障害の状況	障害名	現況	(級)
三 入所を希望する理由	科 五	退所後の 計画 画	イ 自営(場所 就職(〃〃 その他(〃〃
四 希望する職業訓練科目	履 歴	学 歴	職 歴
賞罰			

昭和 年 月 日
 本籍地
 居住地
 氏 名
 年 月 日生
 鳥取県身体障害者更生指導所長 小林寿雄 殿

正 誤

昭和三十二年十月二十二日鳥取県告示第五百二十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	上	七	七、三〇坪	七、四二坪
〃	〃	八	七、四二坪	七、三〇坪